二　小学校用教科用図書（小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	受理単位	期間
国語	国語	第一学年及び第二学年用	平成二十五年五月十四日から同月十七日まで
社会	社会	第五学年用、第六学年用	
算数	算数	第一学年用、第二学年用	
音楽	音楽	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年用、第五学年及び第六学年用	
家庭	家庭	第五学年及び第六学年用	
国語	国語	第三学年及び第四学年用	平成二十五年五月二十一日から同月二十四日まで
社会	社会	第三学年及び第四学年用	
算数	算数	第三学年用、第四学年用	
理科	理科	第三学年用、第四学年用	
図画工作	図画工作	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年用、第五学年及び第六学年用	
体育	保健	第三学年及び第四学年用、第五学年及び第六学年用	平成二十五年五月二十八日から同月三十一日まで
国語	国語	第五学年及び第六学年用	
	書写	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年用、第五学年及び第六学年用	
社会	地図	第四学年から第六学年用	
算数	数	第五学年用、第六学年用	
理科	科	第五学年用、第六学年用	
生活	活	第一学年及び第二学年用	

○厚生労働省告示第四百三十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十四日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

医薬品各条の部洗浄人赤血球浮遊液の条４中「製造後24時間」を「承認時に定められた期間」に改める。

医薬品各条の部解凍人赤血球濃厚液の条１を次のように改める。

１　本質及び性状

本剤は、「人赤血球濃厚液」に適当な凍害保護液を加えて凍結保存したものを解凍後、凍害保護液を洗浄除去した濃赤色の液剤又は当該液剤と適当な赤血球保存用添加液を混和した液剤（以下この条において「混和液」という。）である。混和液は、静置するとき、主として赤血球からなる沈層と澄明な液層とに分かれる。液層はヘモグロビンによる着色を認めることがある。

本剤は、交差適合試験用血液（セグメントチューブ）を付属する。

医薬品各条の部解凍人赤血球濃厚液の条２・３中「除去する」の下に「。必要があるときは、赤血球保存用添加液と混和することができる」を加える。

医薬品各条の部解凍人赤血球濃厚液の条２・４中「洗浄後の赤血球」の下に「又は混和液」を加え、同条３・２を次のように改める。

３．２　総ヘモグロビン含量試験

一般試験法ヘモグロビン定量法又はこれと同等の方法により測定するとき、総ヘモグロビン量は、200mL全血採血由来当たり14ｇ以上でなければならない。

医薬品各条の部解凍人赤血球濃厚液の条中３・３を削り、３・４を３・３とする。

医薬品各条の部解凍人赤血球濃厚液の条４中「製造後24時間」を「承認時に定められた期間」に改め、同条５・１に次のように加える。

７．赤血球保存用添加液を混和した場合はその成分及び分量

医薬品各条の部解凍人赤血球濃厚液の条５・２に次のように加える。

２．赤血球保存用添加液を混和した場合にはその名称

医薬品各条の部ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリンの条３・１中「３．２～４．２」を「３．２～４．５」に改め、同条３・７中「10mL」を「免疫グロブリンG0.5ｇに相当する量」に改める。

○農林水産省告示第千七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町豊富字肉伏一七四九の一、一七五三、一七五六、一七五〇の一・一七五四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字肉伏一七四九の一・一七五〇の一・一七五三・一七五四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県日光市上栗山字山口二七の二、三一、三五、四四、六九〇、六九一、字タテノ二八一、六〇一から六〇五まで、六一八の二、六一九、六二一、六二二の一、六二二の二、六二三から六二九まで、六三一から六四〇まで、六四二、六四三の一、六四三の二、六四三の三、六四四から六五一まで、六五三から六五九まで、六六一から六七〇まで、字アカヤ五五三、五六一、五七二の一から五七二の三まで、五七八から五八一まで、五八三から五八五まで、五八七から五九〇まで、五九一の一、五九一の二、五九二から五九四まで、五九七から六〇〇まで、六〇七から六〇九まで、六一〇の一、六一〇の二、六一五、字松木平六一一から六一四まで、六一六、六一七、六八三、六八四、六八六から六八九まで、字三沢六七一、六七二、六七四から六七六まで、六七七の一、六七八の一、六八〇の一、六八一、六八二、八一三から八一五まで、八一六の一、八一七の一、八一八の一、八一九の一、字唐沢八一〇の二、八一〇の三、八一〇の五から八一〇の一六まで

二　指定の目的　水源の涵養